

行方市公告第65号

行方市地域振興施設(道の駅)運営事業者
及び基本設計者選定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月16日

行方市

企画部企画政策課

行方市地域振興施設(道の駅)運営事業者及び基本設計者選定支援業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

本要領は、「行方市地域振興施設(道の駅)」の管理運営事業を運営事業者先行決定方式(EOI方式)で実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：行方市地域振興施設(道の駅) 運営事業者及び基本設計者選定支援業務
- (2) 業 務 内 容：別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和9年8月31日(火)まで
- (4) 契約上限金額：41,294,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、令和8年度の支払上限額(消費税及び地方消費税を含む。)は26,400,000円、令和9年度は14,894,000円とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 行方市の入札参加資格を有していること。
- (2) 行方市建設工事等入札参加資格審査要項に基づく、令和7・8年度建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体が発注した同種、類似業務の元請けでの受注及び履行完了実績がある者であること。
- (5) 茨城県に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による、破産の申立てがされていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがないこと。又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 国税及び地方税に滞納がないこと。

※ 同種・類似業務とは、次の①～②の内いずれかの業務とする。

① [同種業務]道の駅の運営事業者及び基本設計者選定に関する支援業務（E0I方式）

② [類似業務]道の駅の整備事業者の選定に関する支援業務（DB0方式、PFI方式）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和8年7月16日(木)から令和8年7月24日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

別紙「プロポーザル質問書(様式第1号)」を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

「12 提出・問い合わせ先」参照

(4) 回答日

令和8年7月28日(火)まで

(5) 回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

6 提出書類

(1) 提出書類

以下の①～②は各1部、③～⑧はまとめて1部とし、7部(正本1部、副本6部)提出すること。

※ 副本は、団体名の表記を黒塗り又は削除すること。

No.	提出書類	部数	備考
①	応募申出書	1	・様式第2号
②	会社概要	1	・様式第3号
③	業務実績	7	・様式第4号
④	業務実施体制	7	・様式第5号
⑤	配置予定管理(主任)技術者の業務実績書	7	・配置予定管理(主任)技術者の保有資格を証明する書類を添付すること。 ・配置予定管理(主任)技術者の同種・類似業務の従事実績※ ・業務内容が分かる資料を添付すること。

			・任意様式
⑥	業務工程表・作業フロー	7	・任意様式
⑦	企画提案書	7	・計画準備 ① 業務計画書の作成 ・運営事業者選定アドバイザー業務 ① 実施方針等の作成及び公表支援 ② 募集要項等の作成及び公表支援 ③ 委員会の運営支援 ④ 契約の締結支援 ・基本設計者選定アドバイザー業務 ① 募集要項等の作成及び公表支援 ② 委員会の運営支援 ・その他独自支援業務 ・任意様式
⑧	見積書	7	・業務項目ごとの内訳を詳細に記載すること ・消費税及び地方消費税を含むこと ・任意様式

※ 同種・類似業務とは、次の①～②の内いずれかの業務とする。

- ① [同種業務]道の駅の運営事業者及び基本設計者選定に関する支援業務（E0I方式）
- ② [類似業務]道の駅の整備事業者の選定に関する支援業務（DB0方式、PFI方式）

(2) 提出方法

持参又は郵送によること。（郵送の場合は、提出期限内必着）

(3) 提出先

「12 提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出期限

令和8年8月17日(月)午後5時まで

7 審査

企画提案書の審査は、「行方市地域振興施設(道の駅) 運営事業者及び基本設計者選定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

(1) 一次審査

① 審査方法

提出書類を基に書類審査を行い、二次審査に進む参加者を決定する。

② 結果通知

審査結果は、参加者すべてに別途通知する。（メール等）

※ 一次審査については、プロポーザルの参加者が多数あった場合にのみ実施する。

(2) 二次審査

一次審査によって決定した参加者は、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時

令和8年8月31日(月)

※ 説明時間等の詳細については、参加者に別途通知する。(メール等)

② 実施場所

行方市役所麻生庁舎

③ 審査の進め方

- ・プレゼンテーション：20分程度
- ・質疑応答：10分程度

④ プレゼンテーションに係る留意事項

- ・プレゼンテーションは、原則として配置予定の管理(主任)技術者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の者も可とする。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、業務実績、配置予定管理(主任)技術者等の業務体制及び企画提案書の内容について説明を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

⑤ 審査方法

委員会の各委員が審査基準に従って評価した点数を集計後、評価点の6割以上を得た参加者を合格とし、最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高点を得た者が複数いる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

⑥ 審査結果の通知及び公表

- ・審査結果は、参加者すべてに文書にて通知する。
- ・審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

以下に示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 業務実績・業務実施体制

- ・国又は地方公共団体から受託した同種・類似業務の実績(件数・内容)※
- ・業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか

② 企画提案に対する評価

- ・業務の目的、条件、内容等を理解しているか
- ・業務工程、作業フロー等は現実的なものか
- ・業務の特性を踏まえ、工夫を凝らしているか
- ・実現可能性が高い内容になっているか、また、その裏付けとなる手法や実績等が明示されているか
- ・業務における課題等を明確にし、それらの対応について論理的に整理されているか
- ・事業実施に対する熱意、誠実さがあるか
- ・質疑対応が論理的であり、かつ分かりやすいか

③ 提案価格

- ・見積もりの妥当性や見積額

④ その他の評価

- ・業務遂行が可能な経営基盤を有しているか

・その他の提案項目は期待できる内容か

※ 同種・類似業務とは、次の①～②の内いずれかの業務とする。

- ① [同種業務]道の駅の運営事業者及び基本設計者選定に関する支援業務（E0I方式）
- ② [類似業務]道の駅の整備事業者の選定に関する支援業務（DB0方式，PFI方式）

8 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の内容に虚偽の記載や説明がある場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件，期限，方法等を遵守しない場合
- (4) 見積書の金額が「2 業務概要」中，「(4) 契約上限金額」を超過している場合

9 契約に関する事項

- (1) 候補者選定後は、行方市財務規則に定める随意契約の手続きにより、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。
- (2) 失格又はその他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

10 その他の留意事項

- (1) 提出書類の準備等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 期限後の提出，差し替え等は原則として認めない。
- (4) 応募書類等提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 提出された書類等は、本事業の選定に関わることを以外に参加者に同意なく使用しない。
- (6) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

11 日程

- (1) 公告：令和8年7月16日（木）
- (2) 質問書の提出期限：令和8年7月16日（木）～7月24日（金）
- (3) 質問回答：令和8年7月28日（火）まで
- (4) 企画提案書提出期限：令和8年7月31日（金）～8月17日（月）
- (5) 一次審査結果通知：令和8年8月24日（月）
- (6) 二次審査：令和8年8月31日（月）
- (7) 選定結果通知：令和8年9月上旬
- (8) 契約締結：令和8年9月上旬

12 提出・問い合わせ先

〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9

茨城県行方市役所(麻生庁舎)

企画部 企画政策課 地域振興グループ 担当 横山・篠塚

電話：0299-72-0811 FAX：0299-72-2174

E-mail：seisaku03@city.namegata.lg.jp